

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目	現行	改定	改定理由
第1編共通編 第3章無筋・ 鉄筋コンクリート 第3節レディーミ ストコンクリート 3-3-2 工場の 指定 PI-1-37	4. 請負人は、JISマーク表示認定工場であ っても「JIS A 5308 レディーミストコンク リート」以外のレディーミストコンクリート を用いる場合には、設計図書及び第1編 3-5-4 材料の計量及び練混ぜ、配合に臨場するととも に製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する 確認資料により監督員の確認を得なければな らない。	4. 請負人は、JISマーク表示認定工場であつ ても「JIS A 5308 レディーミストコンクリ ート」以外のレディーミストコンクリート(ただ し、茨城県土木部で実施用単価を設定しているも のは除く。)を用いる場合には、設計図書及び第 1編 3-5-4 材料の計量及び練混ぜ、配合に臨場す るとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定 に関する確認資料により監督員の確認を得なけ ればならない。	品質管理の簡素 化

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目	現 行		改定理由																
第2編材料編 第2章土木工 事材料 第3節骨材 2-3-2 セメントコング リト用骨材 P1-2-3	表2-1 無筋, 鉄筋コンクリート, 舗装コンクリートの細骨材の粒度の範囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 1097 367 1691">ふるいの呼び寸法 (mm)</th> <th data-bbox="327 436 367 1097">ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>100</td></tr> <tr><td>5</td><td>90~100</td></tr> <tr><td>2.5</td><td>80~100</td></tr> <tr><td>1.2</td><td>50~90</td></tr> <tr><td>0.6</td><td>25~65</td></tr> <tr><td>0.3</td><td>10~35</td></tr> <tr><td>0.15</td><td>2~10 [注1]</td></tr> </tbody> </table>	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)	10	100	5	90~100	2.5	80~100	1.2	50~90	0.6	25~65	0.3	10~35	0.15	2~10 [注1]	技術基準類の改定
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)																		
10	100																		
5	90~100																		
2.5	80~100																		
1.2	50~90																		
0.6	25~65																		
0.3	10~35																		
0.15	2~10 [注1]																		

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目	改 定		改定理由																
第2編材料編 第2章土木工 事材料 第3節骨材 2-3-2 セメントコング リト用骨材 P1-2-3	表2-1 無筋, 鉄筋コンクリート, 舗装コンクリートの細骨材の粒度の範囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="940 1097 979 1691">ふるいの呼び寸法 (mm)</th> <th data-bbox="940 436 979 1097">ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>100</td></tr> <tr><td>5</td><td>90~100</td></tr> <tr><td>2.5</td><td>80~100</td></tr> <tr><td>1.2</td><td>50~90</td></tr> <tr><td>0.6</td><td>25~65</td></tr> <tr><td>0.3</td><td>10~35</td></tr> <tr><td>0.15</td><td>2~15</td></tr> </tbody> </table>	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)	10	100	5	90~100	2.5	80~100	1.2	50~90	0.6	25~65	0.3	10~35	0.15	2~15	技術基準類の改定
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)																		
10	100																		
5	90~100																		
2.5	80~100																		
1.2	50~90																		
0.6	25~65																		
0.3	10~35																		
0.15	2~15																		

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目

第2編材料編
第2章土木工
事材料
第3節骨材
2-3-2 セメントコンク
リト用骨材

P1-2-4

現 行

表 2-3 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度の範囲

粗骨材の 大きさ(mm)	ふるいの呼び 寸法 (mm)											
	100	80	60	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5
50-5			100	95~ 100			35~ 70		10~ 30		0~ 5	
40-5				100	95~ 100		35~ 70			10~ 30	0~ 5	
30-5				100	100	95~ 100	40~ 75			10~ 35	0~ 10	0~ 5
25-5					100	100	95~ 100	30~ 70			0~ 10	0~ 5
20-5						100	90~ 100			20~ 55	0~ 10	0~ 5
15-5							100		90~ 100	40~ 70	0~ 15	0~ 5
10-5									100	90~ 100	0~ 40	0~ 10
50-25 ¹⁾			100	90~ 100	35~ 70		0~ 15		0~ 5			
40-20 ¹⁾				100	90~ 100		20~ 55	0~ 15		0~ 5		
30-15 ¹⁾				100	100	90~ 100	20~ 55	0~ 15	0~ 15	0~ 10		

改定理由

技術基準類の改定

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目

第2編 材料編
 第2章 土木工事材料
 第3節 骨材
 2-3-2 セメントコンクリート用骨材

改定

表2-3 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度の範囲

粗骨材の 大きさ(mm)	ふるいを通るものの質量分率 (%)											
	100	80	60	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
4005				100	95~ 100		35~ 70			10~ 30	0~ 5	
2505				100	95~ 100		90~ 100				0~ 10	0~ 5
2005					100		100				0~ 10	0~ 5
1505							100	90~ 100			0~ 15	0~ 5
1305								100	85~ 100		0~ 15	0~ 5
1005									100	90~ 100	0~ 15	0~ 5
8040	100	90~ 100	45~ 70		0~ 15		0~ 5					
6040		100	90~ 100	35~ 70	0~ 15		0~ 5					
4020				100	90~ 100	20~ 55	0~ 15			0~ 5		
2515					100	95~ 100		0~ 15		0~ 5		
2015						100	90~ 100	15		0~ 5		
2513					100	95~ 100			0~ 15	0~ 5		
2013						100	85~ 100		0~ 15	0~ 5		
2510					100	95~ 100				0~ 10	0~ 5	
2010						100	90~ 100			0~ 10	0~ 5	

旧 40-5 → 新 4005 JIS規格との整合を図った。

改定理由

技術基準類の改定

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目	現行	改定	改定理由
第12編 上水道 ・工業用水道編 第4章 管接合 工事 第2節 鋼管溶 接塗覆装工事 4-2-12 ジョイント	5. ゴム系シートとの施工 (2) 防食シートと工場塗覆装部との重ね長さ <u>50</u> mm以上とする。また、円周方向の重ね長さは <u>100</u> mm以上とする。 7. プラスチック系シートとの施工 (1) 防食シートと工場塗覆装部との重ね長さ <u>50</u> mm以上とする。また、円周方向の重ね長さは <u>100</u> mm以上とする	5. ゴム系シートとの施工 (2) 防食シートと工場塗覆装部との重ね長さ <u>50</u> mm以上とする。また、円周方向の重ね長さは <u>50</u> mm以上とする。 7. プラスチック系シートとの施工 (1) 防食シートと工場塗覆装部との重ね長さ <u>50</u> mm以上とする。また、円周方向の重ね長さは <u>50</u> mm以上とする	技術基準類の改定

茨城県土木工事出来形及び品質の規格値の改定内容

現 行

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11					上部工 防波堤 けい船岸	延長	±30 mm	- 省略 -		

改 定

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11					上部工 防波堤 けい船岸	延長	±0 mm	- 省略 -		

茨城県土木工事出来形及び品質の規格値の改定内容

現 行

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
1	セメント・コンクリート	施工 必須	スランプ試験	JIS A 1101	- 省略 -	・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。	- 省略 -

改 定

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
1	セメント・コンクリート	施工 必須	スランプ試験	JIS A 1101	- 省略 -	・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・ <u>道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は、その後のスランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。</u>	- 省略 -